

入間漁業協同組合共第2号及び共第3号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、入間漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第2号及び共第3号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ及びなまずをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第8条各項又は第9条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さ手網、投網、釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規 模
投網	円周20m未満
さ手網	間口1m未満
釣り	道糸3本以内

3 あゆについては、組合で定めて公表した日から7月31日までは、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁してはならない。

4 釣りについては、組合で定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	組合で定めて公表した日から12月31日まで

ます類	3月1日から9月30日まで ただし、にじますは、第6条第2項に掲げる特設釣区から下流の有間川及び飯能市小瀬戸地先小瀬戸頭首工から下流の入間川においては1月1日から12月31日まで
わかさぎ	9月1日から翌年3月31日までの間で組合が定めて公表した期間
かじか	5月1日から12月31日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず	1月1日から12月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、日没から日の出までの間は釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
入間川（飯能市小瀬戸、扇橋から小瀬戸頭首工までの区域）	1月1日から 12月31日まで
入間川（笹井堰堤上流100メートルから下流200メートルまでの区域）	
中沢（飯能市南、第2堰堤から上流の区域）	
山中沢	
桜久保入	
蕨入	
有間川（飯能市上名栗、有間ダム流木止めから堰堤下流300メートルまでの区域）	
白岩沢（飯能市下名栗、鋼管工業から上流の区域）	
穴沢川	
湯の沢川	
湯ノ沢	
釜ノ入沢	
蕨入川（飯能市上名栗、蕨入堰から下流200メートルまでの区域）	

2 魚類の保護のため、組合が造成し標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示の期間中は遊漁してはならない。

3 魚類保護のため、魚道の上流5メートルから下流5メートルまでの区域においては、遊漁してはならない。

(釣り専用区等)

第6条 この漁場区域内で次表ア欄に掲げる区域においてはイ欄に掲げる期間中は、釣り以外の漁具・漁法で遊漁してはならない。

ア 区域	イ 期間
霞川	1月1日から12月31日まで ただし、入間川（有間橋から開運橋までの区間、鹿の戸堰から石原橋までの区間、中橋から新豊水橋までの区間）にあつては、10月第2土曜日から10月31日までの期間を除く
入間川（狭山市広瀬東、広瀬橋から田島屋堰までの区域）	
入間川（狭山市根岸、豊水橋下流堰堤から上流の全区域）	
成木川（飯能市下畑、両郡橋から下流の全区域）	
要害川及び唐沢	
中藤川及び中沢	
妻沢、小沢入川、和泉入沢川、湯基入川、炭谷川、柏木入川、人見入川、蕨入川、白岩沢川、山中沢川及び横倉入川	
有間川、白谷沢川、逆川、滝ノ入川、栃ノ木入川及び白岩沢	
不老川	

2 次の表のア欄に掲げる特設釣区においては、イ欄に掲げる漁具・漁法以外の漁具・漁法で遊漁してはならない。

ア 特設釣区の名称及び区域	イ 漁具・漁法
名称 有間溪谷観光釣場 区域 飯能市大字下名栗字落合地先の有間川550メートルの区域	釣り

(全長制限)

第7条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 全長

ます類	15センチメートル
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第8条 遊漁料の額は、次表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所、組合が公表する組合指定取扱店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいい、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁承認証名	対象魚種	漁具・漁法	期間	料金（円）
甲種	全魚種	投網、さ手網、釣り	1年	8,000
			1日	2,000 現3,000
ます類券	全魚種。ただし、あゆを除く。	釣り	1日	1,200 現2,000
特乙券	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り	1年	5,000
			1日	700 現1,000
乙券	全魚種。ただし、あゆ、ます類、わかさぎを除く。	釣り（リール釣りを除く）	1年	3,000
			1日	400 現500

2 前項の規定にかかわらず、中学生以下は無料とし、障害者は同項に規定する2分の1に相当する額とする。

3 第6条第2項に掲げる特設釣区における遊漁料の額及び納付の方法は、第8条各項及び第9条各項の規定にかかわらず、組合が定めて公表した遊漁料の額及び納付の方法とする。

(県内共通遊漁料の額及び納付の方法)

第9条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り（リール釣りを除く。）の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公表する組合指定取扱店において納付するものとする。なお、料金は消費税等を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

魚 種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金（円）
全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り（リール釣りを除く）	県内共通	1年	6,000

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

（遊漁承認証に関する事項）

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を交付するものとする。

（1）承認を受けた者の氏名（期間を1年とする遊漁承認証に限る。）

（2）承認期間

（3）遊漁承認証名

（4）発行者名

（5）その他参考になるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第8条第1項及び第9条第1項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第11条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第12条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

（1）氏名

（2）有効期間

（3）発行者名

（4）その他必要な事項

（違反者に対する措置）

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁

者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に入間漁業協同組合共第2号及び共第3号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。